

# 愛知県青少年保護育成条例の一部改正について

## 1 国の法令改正

風適法施行令の一部改正（平成 22 年 7 月 9 日に公布、平成 23 年 1 月 1 日施行）により、いわゆる出会い系喫茶営業が店舗型性風俗特殊営業の一つに位置づけられ、風適法の規制の対象となる。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・・・風適法

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令・・・風適法施行令

### 【風適法第 2 条第 6 項（店舗型性風俗特殊営業）について】

（1 号）ソープランド （2 号）ファッションヘルス （3 号）ストリップ

（4 号）ラブホテル （5 号）アダルトショップ

（6 号）政令で定める店舗型性風俗特殊営業 [出会い系喫茶営業（風適法施行令に新たに追加）]

## 2 愛知県青少年保護育成条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

### （1）愛知県青少年保護育成条例

「店舗型異性紹介営業（いわゆる出会い系喫茶）」が平成 23 年 1 月 1 日から「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の規制対象に加えられることから、条例の「店舗型異性紹介営業」に係る規制を廃止する。

### （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

風適法に基づいて条例で定めることとされている出会い系喫茶の営業禁止地域を県の全域と定める。



ただし、改正前に営業していた出会い系喫茶については、平成 23 年 1 月 1 日から同年 1 月 31 日までに公安委員会に届出をした場合、営業することができる。